

宮崎県公報
別冊

平成30年3月22日に提出した平成29年度
包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の
結果を参考として講じた措置の状況について

平成31年1月

宮崎県監査委員

1 包括外部監査の特定事件

債権の管理・回収に関する財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

平成29年8月2日から平成30年3月22日までの間に、県の52機関（112の債権）について、監査を実施した。その結果、22機関（31の債権）の56件について、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区分	監査結果	講じた措置報告
指摘事項	11	11
意見	45	45
計	56	56

(1) 強制徴収公債権

① 児童保護費負担金（福祉保健部 中央福祉こどもセンター、南部福祉こどもセンター、北部福祉こどもセンター）

○ 強制徴収手続の実施の検討について（監査意見）

本債権に関しては法的手続を採った事例はない模様であるが、当然、ケース毎に事情が異なることから回収可能性等については個別に検討する必要があるものの、特に回収可能性が十分認められるケース等においては、強制徴収手続を積極的に検討しても良いものと考えられる。

【講じた措置】

現在まで強制徴収手続を行っておらず、また、措置という特性上、保護児童の安定した生活を考慮する必要があることから、個別具体的に精査し、悪質なものについては強制徴収手続を検討したい。

○ 事実上回収不能であると認めるための判断基準の明確化等について

（監査意見）

平成28年度に不納欠損処分された児童保護費負担金は、その全てが消滅時効の完成を原因としている。これは事実上回収の手立てがないことを理由とするものであるが、事実上回収不能であると認めるための判断基準は必ずしも定かではない。対外的に公表を要する性質のものではないが、このような判断基準の明確化

・明文化について検討されたい。

【講じた措置】

県においては「児童保護費負担金債権管理の手引き」に基づき、時効中断措置を行っており、結果として時効となった債権について、回収が不能であるものと認め、不納欠損処理を行っているところであるが、今回の御意見を踏まえ更なる基準の明確化について検討を行いたい。

○ 適時適切な不納欠損処分の実施について（監査意見）

今後は、定期的（例えば毎年）に、時効消滅した債権の不納欠損処理を行う運用とされたい。

【講じた措置】

毎年、不納欠損処理を要する債権の有無について検討し、時効等回収ができないものについては、不納欠損処理を行うこととしたい。

② 知的障害者保護費負担金（福祉保健部 中央福祉こどもセンター）

○ 適時適切な不納欠損処理について（指摘事項）

本債権については、現在行っている不納欠損の処理業務を適切に行い、また、本債権に限らず、時効消滅した債権の不納欠損処理は、財務規則の定める不納欠損の事由が発生し次第、適時適切に実施されたい。

【講じた措置】

当該債権については、平成29年度までに全て時効となっており、不納欠損処理を終えたところである。

また、本債権に限らず、今後発生する債権についても、適時適切な管理を行っていききたい。

③ 身体障害者保護費負担金（福祉保健部 中央福祉こどもセンター）

○ 適時適切な不納欠損処理について（指摘事項）

本債権については、速やかに不納欠損の処理業務を適切に行い、また、本債権に限らず、時効消滅した債権の不納欠損処理は、財務規則の定める不納欠損の事由が発生し次第、適時適切に実施されたい。

【講じた措置】

当該債権については、平成29年度までに全て時効となっており、不納欠損処理を終えたところである。

また、本債権に限らず、今後発生する債権についても、適時適切な管理を行っていきたい。

④ 未熟児養育医療保護者負担金（福祉保健部 健康増進課）

○ 適時適切な不納欠損処理について（指摘事項）

既に時効消滅し資産価値を喪失した債権が資産として計上されているが、不納欠損処分を適時に行わなければ本県の財務状態の正確性が担保されないのみならず、内部的にも、関係資料の散逸や職員の異動によって事実関係の確認に支障を来し、不納欠損処分の適正性自体にも疑義が生ずるおそれがある。本債権に関しては、近時不納欠損処理に着手する予定があるとのことであるので、かかる不納欠損処理を適正かつ確実に実行されたい。

【講じた措置】

債権の消滅時効の完成時点を確認するとともに、時効消滅している債権については、速やかに不納欠損処理を行う。

なお、時効未到来の債権については、債権の状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて督促等の厳正な事務手続を行うなど、債権管理を徹底する。

⑤ 特定疾患医療費返還金（福祉保健部 健康増進課）

○ 適時適切な不納欠損処理について（指摘事項）

現在計上されている債権につき平22年12月以降残高の変動がなく、また、時効中断を証する資料（返還猶予申入書等）が現に見当たらない。以上は、既に5年の消滅時効期間が経過し時効消滅している可能性が高い。回収が不可能又は著しく困難となり時効消滅するに至った債権は、それ自体無価値なのであるから、適時適切に不納欠損の処理を行うよう努められたい。

【講じた措置】

債権の消滅時効の完成時点を確認し、速やかに不納欠損処理を行う。

⑥ 行政代執行費用（過年度）（県土整備部 港湾課（油津港湾事務所））

○ 県の取るべき措置について（監査意見）

船舶からの油流出という事象が生じるまでに、当該船舶の撤去に向けた動きと併せて、不法係留していることについての使用料相当額等追加徴収の検討、整理を行い、義務者に対して不法係留についての請求を行う必要があった。また、油流出という事象が生じるまでに、義務者の弁明の真否の確定と、必要な場合には

行政代執行を行っていく必要があったものとする。今後、同様の事象が発生した場合には、適切な対応が望まれる。

【講じた措置】

不法係留に対する使用料相当額等の徴収については、その額を確定するため、不法係留となった直後から、係留状況の記録を確実に残すよう事務処理を徹底し、相手方へ請求することとしたい。

また、今後同様の事象が生じた場合は、港湾法による監督処分（船舶の撤去命令）や海上保安庁への取締要請などを速やかに行う。

○ マニュアルの作成について（監査意見）

港湾課では現在、徴収管理事務に関するマニュアルの作成を検討しているとのことであるが、過去の事例や県税部門等のマニュアルを参考にした、課及び各事務所の現状実務を踏まえた指針を策定しておくことは、事務判断の根拠と対応に効果があることが期待されるため、適切に策定し、実務に活かされたい。

【講じた措置】

県税部門や他県港湾関係のマニュアルを参考に、各事務所担当者からの意見を踏まえて、今年3月に別添「徴収事務マニュアル」を作成し、関係事務所に配布した。本マニュアルを、各事務所での実務状況に応じ、随時見直すことにより、円滑かつ適正な徴収事務を推進したい。

⑦ 港湾施設用地使用料（県土整備部 港湾課（中部港湾事務所））

○ A者に対する今後の対応について（監査意見）

納付誓約に反した場合、港湾施設用地使用許可取り消しを前提とした検討が行われることになると考えられるが、A者の経営状況が悪化している原因の把握、資力調査、使用料の見直しの要否、他の事業者の応募の可能性の有無等、結果として県有地が十分に活用されるよう、総合的な検討を求めたい。

【講じた措置】

収入未済額については、所管の港湾事務所において納付交渉を頻繁に行っており、平成28年度以降減少してきていることから、今後も継続的に納付交渉を行い、収入未済の解消に取り組むこととしている。

申請者の当該用地の使用目的が、資源循環社会の構築という国の目標に合致していること、また、当該用地及びその周辺について、現在のところ、申請者以外からの使用にかかる問い合わせはないことから、使用許可の継続は、やむを得ないものと考えている。

しかし、今後収入未済額が増加し、申請者が納付誓約に基づく納付を履行でき

ない場合は、申請者への経営状況の聞き取り調査を行った上で、所管の県税・総務事務所に滞納処分を依頼し、財産の調査及び差押えなどの手続きへ移行するとともに、当該用地使用許可の取消しについては、環境部局と協議を踏まえた上で、検討する必要があると考えている。

⑧ ボートヤード使用料・浮棧橋使用料

(県土整備部 港湾課 (中部港湾事務所))

○ 係留施設使用料等の帰属について (監査意見)

指定管理者との次回契約の際、使用料等を指定管理者の帰属にすること及び当該帰属変更分の指定管理料への減額反映について、その可否を検討されたい。

【講じた措置】

次期指定管理期間は、平成34年度からの5か年となるため、当該使用料を指定管理者の帰属にすることなどについては、他県や本県指定管理者の先行事例を踏まえ、検討していきたい。

(2) 非強制徴収公債権

① 生活保護費返還金 (福祉保健部 中央福祉こどもセンター、南部福祉こどもセンター、北部福祉こどもセンター、児湯福祉事務所)

○ 回収業務の一層の適正化について (監査意見)

個別のケースによって回収可能性が異なるため、必ずしも一律の対応をし難いことは理解できるが、法78条徴収金の回収の実を上げる方策を検討されたい。

【講じた措置】

生活保護法の根幹である「健康で文化的な最低限の生活を保障すること」を担保するため、強制的に徴収を行う法78条徴収金の回収については、被保護者ごとのそれぞれの個別ケースに応じ、適切に比較考量を行いながら対応を行っていききたい。

○ 事実上回収不能であると認めるための判断基準の明確化等について
(監査意見)

納入指導ないし時効中断措置をどの程度実施すれば適正な債権管理であると言えるかの基準、換言するならば、事実上回収不能であると認めるための判断基準の明確化・明文化について検討されたい。

【講じた措置】

県においては「生活保護関係債権管理の手引」や国の通知に基づき、必要な措置を行った上で、結果として時効となった債権について、回収が不能であるものと認め、不納欠損処理を行っているところであるが、今回の御意見を踏まえ更なる基準の明確化について検討を行いたい。

○ 債務承認を求める際の対応方法に関するマニュアルの整備等について
(監査意見)

生活保護費返還金に関する時効中断のための措置は、殆どの事例で、対象者による債務承認によらざるを得ないが、この場合、対象者に納付誓約書への署名押印を求めることとなる。納付誓約書の徴求に当たり対象者との間で紛争となること等を避けるため、現場の職員に対する指導ないし対応方法の明確化等を図らきたい。

【講じた措置】

県においては「生活保護関係債権管理の手引」に基づき、一括により返還ができない場合に、本人から任意で履行延期申請書を提出いただき、要件に該当する場合は、1回当たりの納入金額を決定の上、履行延期承認通知書を送付している。

この手続きは、任意による本人からの申請であることから、紛争となることはない。

○ 被保護者からの申出について (監査意見)

保護金品からの法78条徴収金の納入に関する被保護者からの申出書の提出が自発的になされるよう留意が必要である。本監査において、申出書の提出が強制にわたることが疑われる事例が確認されたものではないが、本条の適用に関する現場の職員に対する指導ないし対応方法の明確化を図るなど、あくまでこの申出が任意になされるよう配慮されたい。

【講じた措置】

県においては「生活保護関係債権管理の手引」に基づき、一括により返還ができない場合に、本人から任意で履行延期申請書を提出いただき、要件に該当する場合は、1回当たりの納入金額を決定の上、履行延期承認通知書を送付している。

今後とも、生活保護法施行事務監査や各種研修などを通じて、適正な取り扱いがされるよう指導を行いたい。

○ 「生活の維持に支障がない」ことについて (監査意見)

不正受給に対しては厳正な対処が必要であり、そのためには法78条の2に基づき納入させることも含め法78条徴収金の確実な回収が不可欠であるが、「生活の維持に支障がない」と認めるか否かについては、生活保護が生存権保障のための

最後のセーフティネットであることを踏まえ、被保護者が単に生活を維持するだけでなく、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できるか否かという観点で、個別事案に応じ、柔軟に対応するよう配慮されたい。

【講じた措置】

生活保護法の根幹である「健康で文化的な最低限の生活を保障すること」を担保するため、強制的に徴収を行う法78条徴収金の回収については、被保護者ごとのそれぞれの個別ケースに応じ、適切に比較考量を行いながら対応を行っていききたい。

② 特別障害者手当返還金（福祉保健部 児湯福祉事務所）

○ 速やかな不納欠損処理等について（監査意見）

返還途中のものについては、引き続き確実な回収に努められたい。また、時効消滅したものについては、既に他の項目でも指摘しているとおり、本県の財務状態の正確な把握のため、要件を充足する限り速やかな不納欠損処理をなされたい。

【講じた措置】

平成29年度時点で時効が完成している債権については、不納欠損処理を終えたところである。

今後も引き続き適時適切な督促等の厳正な事務手続を実施し、未収入金の回収に努めるも、時効が完成した場合は直ちに不納欠損処理を行っていききたい。

③ 措置入院費自己負担金（福祉保健部 障がい福祉課）

○ 適時適切な不納欠損処理について（指摘事項）

現在計上されている過年度分の収入未済額は、全て平成12年以前のものであり、既に消滅時効が完成しているので、時効完成後速やかに不納欠損処分をしなければならなかったものである。現在ある過年度分の残高については、早期に不納欠損処分を行った上、今後は適時適切な管理に努められたい。

【講じた措置】

現在未収となっている債権については全て時効が完成しており、早期に不納欠損処理を行っていききたい。

④ 児童扶養手当返還金（福祉保健部 こども家庭課）

○ 法的手続の活用について（監査意見）

例えば返還しない意思が強固な者等に対しては、(勿論費用対効果の問題もあるが) 早期の段階で訴訟移行することがあっても良く、判決による強制力を背景に分割弁済の和解をすることも回収の実を上げる方法としては有効である。そこで、回収の一手段として、法的手続の利用可能性について検討されたい。

【講じた措置】

現在の債務者全てが、最近2箇年で分割弁済等を行っているが、今後、返還しない意思が強固な者等が出た場合には、法的手続きの利用可能性について検討していきたい。

○ 分割返還に関する基準等の設定について (監査意見)

例えば債務総額、所得額、扶養家族の人数等の客観的な要素によって定型的に毎月の返還額が決まるような基準を設けるなど、分割金額がある程度客観的に定めることができないか検討されたい。

【講じた措置】

分割返還額に関しては、所得額等の客観的な基準を定めることができないか他県の事例等も踏まえ検討していきたい。

○ マニュアルの適時見直しについて (監査意見)

現在本債権の回収事務に使用されているマニュアル等には2種類があるが、このうち国が定めた「児童扶養手当返納金債権管理の手引」は、現在と制度の建て付けが異なる平成元年のものである。これを運用から排除する必要はないものの、古いマニュアルであり法改正にも対応していない。また、戸別訪問が多いことから、その際のトラブルを予防する必要があるものの、運用で対応しており、このためのマニュアル等は存在しない。については、現在の本債権回収の運用実態や法改正を踏まえ、マニュアルの整備を検討されたい。

【講じた措置】

現在使用しているマニュアルは、国が平成元年度に作成したものであるため、国のマニュアルを参考にしつつ、本県の事情に即したマニュアルを整備したい。

○ 適時適切な不納欠損処理について (監査意見)

少なくとも平成24年度から平成26年度までは不納欠損処理が行われておらず、また、平成27年度に時効消滅していた債権をまとめて不納欠損処理した際には、平成5年中には時効消滅した債権が含まれていたことから、平成27年度までの間、時効消滅した債権の不納欠損処理が全く行われていなかった疑いがある。

平成27年度に一挙に処理したことにより、かかる不適切な状態が解消したこと

は素直に評価すべきであるも、定期的に（可能な限り毎年）不納欠損処理を要する債権の有無について検討し、必要なものについては速やかに不納欠損処理を行うなど、運用の改善に努められたい。

【講じた措置】

毎年、不納欠損処理を要する債権の有無について検討し、時効消滅した債権については、速やかに不納欠損処理を行いたい。

(3) 私債権

① 宮崎県介護福祉士等就学資金貸付金（福祉保健部 福祉保健課）

○ 適時適切な法的手続の活用について（監査意見）

不納欠損処理されてはいないものの、一部ではあるが現に任意の回収ができない債権があることも確かである。従って、本債権に関して前例はないものの、このような債権については回収のため法的手続を採ることも検討されて然るべきである。適時適切な法的手続の活用をお願いしたい。

【講じた措置】

債権が回収困難とならないように債務者への電話や文書による督促等を引き続きしっかりと行っていく。また今後、回収困難となる事例が発生した場合には、法的手段について検討していきたい。

② 宮崎県看護師等修学資金貸付金（福祉保健部 医療薬務課）

○ 適時適切な法的手続の活用について（監査意見）

今後任意の回収が見込めず、他方免除の対象にもならず回収困難となる事例が発生することは十分有り得る。前例はないものの、そのような場合には法的手続の利用も検討されたい。

【講じた措置】

債権が回収困難とならないように債務者への電話や文書による督促等を引き続きしっかりと行っていく。また、今後、回収困難となる事例が発生した場合には、法的手段について検討していきたい。

③ 宮崎県医師修学資金貸付金（福祉保健部 医療薬務課）

○ 返還方法の見直しについて（監査意見）

条例の建て付けの問題すなわち立法論であるが、例外的に分割での返還を認め

る運用ができるよう、今後制度変更を検討しても良いのではないかと考える。

【講じた措置】

貸与者である医学生に対し一括返還を求める趣旨は、期限内に医師免許を取得し、義務履行をしっかりと果たすことを強く意識させることにあると考えており、過去に返還を申し出た貸与者は全員一括返還に応じているが、貸与者の増加に伴い、応じない例も予想されることから、貸与者ごとの個別ケースや、他県の状況を踏まえながら検討していきたい。

④ 宮崎県小児科専門医師研修資金貸付金（福祉保健部 医療薬務課）

○ 確実な回収業務の遂行について（監査意見）

本債権の管理回収業務が必要となる事例は今後も少ないであろうが、発生した際には確実な回収を実現することができるよう、態勢の整備に努められたい。

【講じた措置】

今までに回収業務が発生した事例はなく、今後も回収業務が発生する可能性は極めて低いと考えているが、他の貸付金と同様に態勢を整えていきたい。

⑤ こども療育センター使用料・手数料、入所児童散髪代

（福祉保健部 こども療育センター）

○ 効果的な督促等の実施について（監査意見）

本債権の未収金額が僅少である限り、回収のために法的手続を採ることは現実的ではないと言える。以上を踏まえ、引き続き、適時適切な督促等の実施により未収金を最小化するよう努められたい。

【講じた措置】

未収金については、入所中保護者に対し、適時適切な督促等の厳正な事務手続を実施し未収金の最小化に努めていきたい。

⑥ 心身障害者扶養共済年金負担金（福祉保健部 障がい福祉課）

○ 回収不能な債権の不納欠損処理等の方法に関する検討について

（監査意見）

回収不能と認められる本債権を不納欠損処理するための方法の検討に努められたい。その一例として、宮崎県財務規則第53条1項2号に基づき、議会の承認（地方自治法第96条1項10号）を得て債権を放棄する方法が有り得る。採り得る手段

はこのようにイレギュラーなものとならざるを得ないが、現状が固定化すれば今後も回収不能な収入未済が積み上がり、形式と実態の乖離が更に大きくなることとなりかねないので、早期の対応をお願いしたい。

【講じた措置】

御意見のとおり、当債権は履行の可能性が少ないと考えられる。現在の未収金については、不納欠損処理をするための方策の検討を進めたい。

また、平成20年度以降、年度をまたがり、かつ、履行の意思のない未収金はない状況である。今後とも適時適切な督促等の厳正な事務処理を行うなど、現状より未収金が増えることのないよう努めていきたい。

⑦ 母子父子寡婦福祉資金（福祉保健部 こども家庭課）

○ 早期回収の励行について（監査意見）

これ以上の過年度分収入未済の増加を防ぐためにも、可能な限り調定を行った当該年度中を目標として、早期回収に努められたい。

【講じた措置】

滞納期間が長期になるほど回収が困難となるため、特に現年度分については、債権の状況を適時適切に把握し、必要に応じて督促等の厳正な事務手続きを行うなど、未収金を最小化するよう努めていきたい。

⑧ 林業公社貸付金、林業公社貸付金（利息）

（環境森林課 みやざきの森林づくり推進室）

○ 林業公社の今後のあり方について（指摘事項）

分収林事業そのものを継続する判断は現状においては妥当と判断する。また、林業公社を存続させるという県の判断は、現状においては妥当であると判断する。但し、林業公社が存続できる前提条件は、今後分収林事業に関する運営状況が改善し、その結果将来的に県の財政負担が減ることである。したがって、県は、これまでと同様、常に林業公社の状況をモニタリングし、経営改善努力を行っているかを確認することが必要である。

【講じた措置】

平成26年度に策定した「宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針」において、公社の存続に当たり「不断の経営改善努力」と「経営改善に向けた新たな取組」を求めているところであるが、県は、これらの実践と財務改善へ向け、林業公社を指導してきたところである。

今後、林業公社は、平成30年3月に平成30年度を始期とする10年間の「第4期

経営計画」を策定し、これに基づき経営改善に取り組むこととした。

県としては、公社と一体となって経営改善を行うこととしており、これまで同様、毎月「経営改善実行管理会議」を実施し、その実行状況の確認、経営状況のモニタリングを行うとともに、必要に応じて指導、助言を行うこととしている。

○ 経営改善策の妥当性及び進捗状況の検討（指摘事項）

今後、県は、林業公社が「不断の経営改善努力」と「経営改善に向けた新たな取組」を具体的に実践し、その成果として財務改善が図られ、最終的に県の財政負担が軽減されるよう引き続き長期的な視点に立った十分な指導を行うことが必要である。

【講じた措置】

平成26年度に策定した「宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針」において、公社の存続に当たり「不断の経営改善努力」と「経営改善に向けた新たな取組」を求めているところであるが、県は、これらの実践と財務改善へ向け、林業公社を指導してきたところである。

今後、林業公社は、平成30年3月に平成30年度を始期とする10年間の「第4期経営計画」を策定し、これに基づき経営改善に取り組むこととした。

県としては、公社と一体となって経営改善を行うこととしており、これまで同様、毎月「経営改善実行管理会議」を実施し、その実行状況の確認、経営状況のモニタリングを行うとともに、必要に応じて指導、助言を行うこととしている。

○ 貸付条件について（監査意見）

県としては、今まで無利子貸付による膨大な資金を拠出している事実を鑑み、無利子貸付から有利子貸付への変更によって実質的な補助金の交付ではないことを明確にするなど、林業公社の経営状況を見ながら貸付条件の見直しについて再度検討が必要である。

【講じた措置】

県は、最終的な県民負担を最小限にすることが基本と考えている。

林業公社への県の無利子貸付は、平成26年に策定した「宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針」に基づくもので、木材価格など、現在の林業公社を取り巻く状況から判断して、県民負担を最も少なくする手段であると考えている。

今後、木材価格が上昇するなど、公社の経営状況が大きく好転する場合には、御意見も踏まえて検討したい。

○ 今後の貸付方針について（監査意見）

今までどおり無利子貸付への切り替えを進めるのではなく、有利子貸付への変

更や、県の貸付と日本政策金融公庫や市中銀行からの借入を併存させる方法を、伐採収入の状況を見ながら柔軟に検討すべきである。つまり、県は、たとえ無利子貸付であるとしても県の貴重な公費から抛出される事実を重く受け止めて、全て県の貸付へとするのではなく、県の貸付、日本政策金融公庫、市中銀行及び市町村からの借入の最適な比率（ポートフォリオ）を検討する必要がある。

【講じた措置】

県は、最終的な県民負担を最小限にすることが基本と考えている。

林業公社への県の無利子貸付は、平成26年に策定した「宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針」に基づくもので、木材価格など、現在の林業公社を取り巻く状況から判断して、県民負担を最も少なくする手段であると考えている。

今後、木材価格が上昇するなど、公社の経営状況が大きく好転する場合には、御意見も踏まえて検討したい。

⑨ 林業・木材産業改善資金（環境森林部 山村・木材振興課）

○ 資金の活用について（指摘事項）

平成28年度末時点で、特別会計の資金残高は、769,628,816円となっている。7億円以上もの資金が特別会計にあることは、資金が有効に活用されていないという事実は否めないものである。償還額が増加することは事前に把握できたことから、平成28年度末までに制度の柔軟性、機動性を高める努力や、他事業との競合を防ぐ努力は不十分であったと言わざるを得ない。今後、このような事態にならない努力が必要である。なお、森林整備加速化林業再生事業は平成28年度末に終了することとなった。

【講じた措置】

県による貸付（直貸）に係る債権保全策として、貸付条件に公正証書を導入し、公正証書作成時には担保不要又は連帯保証人を減じることを可能にする制度改正や、通常の貸付申請受付（年3回）に加え、貸付要望調査を基に要望の掘り起こしを行い、必要に応じて追加の貸付申請を受け付ける運用の外、転貸融資の推進のため、金融機関に対して転貸融資の協力依頼を行ってきたところではあるが、制度の柔軟性・機動性が不十分であったと考える。

このため、平成32年4月1日から改正民法が施行されることにも鑑み、林業・木材産業改善資金の貸付条件の見直しに着手した。

具体的には、直貸に係る債権保全策としての物的担保・人的担保について、「貸付申請者による選択を可能とすること（人的担保と物的担保の両方は求めない）」を検討している。

一方、民法改正により第三者保証の制限がなされ、人的担保に公正証書作成が義務化されるなど、貸付申請者の負担の増加に伴い、県による貸付が低調となる

懸念がある。そのため、これまで以上に転貸融資を推進する必要があり、独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を前提とする金融機関の転貸融資を推進するため、金融機関に働きかけを行い転貸窓口を拡大することとしている。

○ 電話催告や臨戸訪問の実施について（指摘事項）

14件の滞留債権の内9件は現在償還が途絶えている。しかも、これらは、最終面談・督促から年月が経過している。しかしながら、少しでも回収可能性を高めるためにも、今後、求償相手の所在が判明している限り、粘り強く督促の継続、電話催告、さらに必要によって臨戸訪問を継続する必要がある。

【講じた措置】

14件の滞留債権のうち、現在償還が途絶えている案件については、最終面談・督促から10年程度経過している案件も多く、現在、公用請求制度を活用した借受者及び連帯保証人の動向調査（存否確認、居住地確認等）を行っている。相続が発生している案件もあるため、相続関係を整理し、文書による督促及び電話催告、臨戸訪問を行う。

○ 支払督促の検討について（指摘事項）

償還が途絶えている9件については、先方に対して支払いの意思を確認した上で、もし支払いの意思が認められないとき（返済の合意不成立）には、裁判所の関与する支払督促を検討する必要がある。さらに、支払督促をした後相当の期間を経過しても履行されないときには、強制執行等の手続きを検討する必要がある。

【講じた措置】

現在、公用請求制度を活用した借受者及び連帯保証人の動向調査（存否確認、居住地確認等）を行っている。相続が発生している案件もあるため、相続関係を整理し、文書による督促及び電話催告、臨戸訪問を行う。

併せて、他県及び他部局の取組を参考に、サービサー（債権回収会社）の活用や、債務者の支払意思が認められない場合は、裁判所の関与する支払督促、強制執行（裁判）による債権回収の検討を行う。

○ 徴収停止等の検討の必要について（監査意見）

求償相手の所在が曖昧となっている債権については、今後も本人や連帯保証人等の所在の調査を継続する必要があるが、回収事務には一定のコストがかかることも事実である。状況によっては、徴収停止や債権放棄の検討も行う必要がある。また、この場合、会計上不納欠損処理の検討を行う必要もある。

【講じた措置】

最終面談・督促から10年程度経過している案件も多く、現在、公用請求制度を活用した借受者及び連帯保証人の動向調査（存否確認、居住地確認等）を行っている。

他県の私債権放棄の事例や弁護士の助言等から徴収停止・債権放棄のためには督促・催告が必須であると思慮されることから、まず文書による督促・催告、臨戸訪問を行う。

併せて、サービサー（債権回収会社）の活用や強制執行（裁判）による債権回収の検討を行うとともに、借受者及び連帯保証人の経済状況等の調査により、回収見込みがなく、回収コストの負担増が懸念される案件については、徴収停止や債権放棄等に係る他県及び他部局の取組を参考に、関係部局と連携を図りながら債権放棄等について検討を行う。

⑩ 農業改良資金貸付金（農政水産部 農業経営支援課）

○ 収入未済発生案件分に関する今後の対応について（監査意見）

貸付金の回収が危惧される。県では本案件に関し連帯保証人への接触も積極的に行っており、過去に回収に成功した事例もあることから、引き続き、貸付金の回収に努められたい。

【講じた措置】

引き続き、本人及び連帯保証人への接触を図り、状況の把握、返済に向けての交渉を実施し、回収に努める。

○ 検討を踏まえた今後の対応について（監査意見）

制度実施により生じた結果と、制度の成果について、約定弁済が通常通り行われている貸付金の回収完了を機会に、制度実施の目的である農業改良措置状況を検証し、今後の行政施策に活かされたい。

【講じた措置】

農業者は、経営改善を図るため農業改良資金貸付金を無利子で借受けることができ、一定の成果があったものとするが、現在、株式会社日本政策金融公庫が貸付業務を行っていることから、検証結果を本資金の改善に活用することは困難と考える。しかしながら、意見にある通り今後の行政施策に活かすために検証を行うことは重要であると考えているので、今後の施策に活かしていきたい。

⑪ 就農支援貸付金（農政水産部 農業経営支援課）

○ 宮崎県農業振興公社等における就農支援資金貸付金の取り扱いと運営管

理について（監査意見）

本件就農支援資金貸付金の実質的な貸倒れリスクは、宮崎県農業振興公社等が負っている。債権管理は公社に委ねられるものではあるが、貸倒れに伴う負担は同公社の出資者である県に影響することも考えられることから、同公社における債権管理状況の把握、貸倒引当金設定根拠等適切な決算審査、及び、資金状況の適時把握等、運営管理を十分に行われたい。

【講じた措置】

県としては昨年度から定期的な債権管理状況の把握・助言を行っており、今後も公社の運営管理について指導・助言を行う。

⑫ 農業経営改善促進資金（貸付金）（農政水産部 農業経営支援課）

○ 原資預託方式から利子補給方式への変更について（監査意見）

利子補給方式でも金利減免の目的は達成されること、元本拋出を行わないことで県の期中の財政改善の一助となること等から、国と同様、県においても本件貸付金を利子補給方式に変更することを検討されたい。

【講じた措置】

利子補給方式による一定率の利子補給額と、現行の元本拋出方式による資金調達コスト等を勘案し、財政改善に有用な方法を検討する。

⑬ 公社経営体質強化事業貸付金（農政水産部 農業経営支援課）

○ 宮崎県農業振興公社への貸付について（監査意見）

県は、今後も同公社の資金需要に備える必要がある場合には相応の貸付額を新たに設定することが妥当と考える。また、公社において特定の損失が見込まれるようであるが、これに備えるに際して、公社における有価証券運用益を充てるのか、県による補助を行うのかについても、公社の運営目的も踏まえ、十分に検討されたい。

【講じた措置】

公社の長期保有地が解消されたこと、並びに近年は一般正味財産額が横ばいで推移していること等の理由から、貸付金額の見直しを実施した。

今後、就農支援資金の貸倒等の特定損失の発生が懸念されることから、引き続き公社の収支状況を把握し、必要な場合は対応策を検討する。

⑭ 地場産業振興対策費補助金返還金

(商工観光労働部 オールみやざき営業課)

○ 今後の対応について (監査意見)

催促状況から判断すれば、収入未済者が滞納から逃避しないような最低限の対応は実施してきた。今後は、新たな返済計画にもとづいて返済することとなるが、収入未済者に対し継続的な働きかけを行っていくとともに、正当な理由なく支払いに応じる姿勢が見られない場合には法的手続きの検討を行う必要である。

【講じた措置】

今後も、返済計画どおり返済されるよう収入未済者に対し継続的な働きかけを行っていくが、支払いの状況によっては法的手続きの検討を行うこととしたい。

⑮ 中小企業者に対する貸付債権 (商工観光労働部 商工政策課)

○ 返済猶予の防止への努力について (監査意見)

結果論ではあるが、当初事業計画が甘かったのではないかとの考えもある。さらに、全ての契約において一定期間 (原則3年) 元本を据え置いた後に返済が開始されるため、その据置期間3年の間に十分な資金繰りが確保できる経営がなされなければ、突如資金繰りが悪化する可能性が非常に高い。県は、据置期間において債務者に対する指導を徹底して行う必要があると考える。返済猶予を行うことを否定するものではないが、県としては、貸付先に対して貸出当初から貸出先のキャッシュフローに注力し、少しでも返済猶予を防止できるよう今後努力する必要がある。

【講じた措置】

中小企業者に対する貸付債権 (高度化資金) については、貸付け前に当初事業計画策定に当たっての経営診断を行うとともに、貸付け後においても中小企業診断士などの専門家による助言等を行っているところであるが、結果として返済猶予が生じている実態を踏まえ、今後は、新規貸付案件に係る債務者が資金繰りを確保できるよう、据置期間 (3年) も含め定期的にヒアリングを実施するなど、適正な債権管理を行っていきたい

⑯ 公営住宅使用料等 (県土整備課 建築住宅課)

○ 公営住宅損害賠償金の徴収について (監査意見)

同債権の性質上回収が困難な債権ではあるが、引き続き回収に向けて努力を行っていくことが必要である。また、連帯保証人とのやりとりは現場の判断で行っているとの回答を得たが、恒常的な債権残高の解消に向けては連帯保証人からの

徴収も積極的に行っていかなるを得ないのではないかとと思われることから、連帯保証人との交渉に関する対応事例を取りまとめ、今後の事務に活かされたい。

【講じた措置】

連帯保証人からの損害賠償金の徴収には、粘り強い交渉が欠かせないことから、徴収を行う土木事務所等には、指定管理者と連携して、連帯保証人への交渉等を行うよう再度指導した。

また、連帯保証人に支払能力があると見込まれるにもかかわらず、支払いに応じない場合は、県からの申立てに基づき、簡易裁判所の書記官が連帯保証人に支払いを督促する制度を活用するとともに、連帯保証人との交渉に関する対応事例については、各土木事務所等と情報を共有し、今後の債権回収事務に活かすこととした。

⑰ 宮崎県育英資金（教育委員会 財務福利課）

○ 償還率向上に向けた更なる取組みの必要性について（指摘事項）

県では近年様々な回収促進策を講じているが、現状においては部分的な効果でしかなく全体としては収入未済額の減少に繋がってはいない。県としては、弁護士法人への回収業務委託の継続や拡大等、今後更なる回収対策の強化を図る必要がある。

【講じた措置】

償還率向上に向けた取組については、これまで実施してきた対策の成果等を検証するとともに、新たな回収対策の検討や予算の確保に努めていきたい。

○ 債権回収対策としての外部委託の県全体での情報共有化について

（監査意見）

育英資金貸付金における外部委託等の対策は、限定的ではあるが一定の効果もあげている。県としては、このような外部委託が一定の効果があげられた際には、他の部署の債権に関しても活用できるよう、県全体の債権管理に関する情報共有化の仕組みを構築することも検討の余地がある。

【講じた措置】

外部委託等、これまでの取組については、適宜、他課に対し情報提供していきたい。

○ 支払督促の実施のルーティン化について（監査意見）

支払督促は、比較的長期（2年以上）の滞留案件を対象に実施しているが、2年

以上の滞留案件は、毎年度新たに生じる。収入未済の回収にはタイミングが重要であることから、数年に一度大規模に司法書士を委託の上支払督促申立を行うことも必要であるが、毎年度一定件数の支払督促を継続的に実施することも必要である。

【講じた措置】

支払督促の申立については、随時実施できるよう年間を通じて業務管理を行うとともに必要な予算の確保に努めていきたい。

○ **債務名義が確定した案件への対応について（監査意見）**

現状においては債務名義が確定した案件についても、多くは地道に返還交渉、催告等を継続しており、強制執行等の法的措置をとっている事案はない。しかしながら、あえて事務負担を増やしてまで支払督促を行っているのだから、今後債権によっては強制執行等の措置をとることの検討が必要である。

【講じた措置】

債務名義を取得した債権について、返還の意思の見られない悪質な滞納者に対しては、強制執行を視野に入れ、対応を検討していきたい。

○ **債務免除（債権放棄）、徴収停止の実施について（監査意見）**

県は、今後事務の負担を少しでも減らすために、徴収停止の条件に合致した債権については、費用対効果を考慮し徴収停止を行うことなどが求められる。さらに必要な場合には議会の議決を経なければならないとしても債務免除（債権放棄）を検討することも必要である。

【講じた措置】

徴収停止及び債務免除について、必要に応じて検討していくとともに、破産や連帯保証人の死亡などにより、回収が困難なものについては、不納欠損金として整理することについても検討していきたい。

○ **古い債権への対応について（監査意見）**

古い債権の中には、すでに支払督促を行っている債権や弁護士に委託し少額ではあるが入金されている債権などもあるが、多くは破産や本人や保証人の死などで回収が困難な債権である。少額債権も含めて、これらは今後徴収停止措置の候補になるものと思われる。県は、今後更なる回収に努めるとともに、場合によっては徴収停止措置を検討する必要がある。

【講じた措置】

破産や連帯保証人の死亡などにより回収が困難なものについては、不納欠損金

として整理することについて検討していくとともに、徴収停止に該当する案件については、その実施について検討していきたい。

○ 妥当な繰越金の水準について（監査意見）

過去3年間の育成資金特別会計の繰越金は、729,270千円、671,891千円、561,434千円で推移している。繰越金の水準をどの程度にするかについては難しい問題ではあるが、特別会計の資金運用を効率的に行うためにも、できるだけ将来見通しを正確に行った上で繰越額を減らしていくことも検討する必要がある。また、今後、特別会計の単年度収支差が黒字化し事業運営が安定化した場合には、世界的な景気後退などの緊急的な育英資金の需要の増があったとしてもそれに応えられるような部分を残した上で、一般会計へ繰り出しを行うことも想定する必要がある。

【講じた措置】

近年、貸与者数が減少していることから、必要額も減少している状況にあるが、自然災害や景気変動があった場合は、数年間にわたり大きく影響を受けることから、現状の繰越金の額は必要と考えている。

今後、将来推計を精査し、特別会計を適切に運用していきたい。

⑱ 宮崎県地域改善対策奨学金（教育委員会 財務福利課）

○ 回収に関する今後の対応について（監査意見）

本事業においては、本人から連絡を待つのが原則であり県自ら積極的に電話催告や臨戸訪問は行っていない。但し、返済期限どおりに返還している債務者のいることを考慮すると、公平性の観点から、電話催告や臨戸訪問など、何らかの対応は継続して実施することが必要であろう。

【講じた措置】

これまでも督促状を発送して返還を促してきたところであるが、これに加えて年度途中での文書催告や電話催告など、返還の促進に努めていきたい。

○ 徴収停止の実施について（監査意見）

県は、今後事務の負担を少しでも減らすために、徴収停止の条件に合致した債権について積極的に徴収停止を行うことなどを検討する必要がある。

【講じた措置】

徴収停止に該当する案件については、その実施について検討していきたい。

また、滞納者の破産や死亡などにより返還が困難と認められる案件については、

不納欠損金として整理することも検討していきたい。

⑱ 医業未収金（病院局 経営管理課）

○ 延岡病院における未収金対応マニュアルの作成について（監査意見）

県立病院医業未収金予防対策要領を具体的な運営に落とし込んだ未収金対応マニュアルは、県職員が外部委託者の未収金に対する具体的方針が非常に管理しやすいものとなる。したがって、今後、延岡病院でも同様の未収金対応マニュアルを有するべきかと考える。

【講じた措置】

延岡病院では、宮崎病院及び日南病院が策定したマニュアルを参考に、医事委託業者の未収金マニュアルを策定中であり、今年度中に完成させる予定である。

○ 集計方法等の統一の検討（監査意見）

月次で行っている未収金管理は、日常の未収金管理を総括的に把握する事ができ、有効な管理方法と考える。しかし各病院で管理方法や集計方法が異なるので、各病院の集計方法等を統一すれば、各病院を対比する未収金管理も可能ではないかと思われる。

【講じた措置】

各病院における月次の未収金集計方法については、各病院の担当者と協議中であり、年内を目途に統一させる。